



## 悪質商法に注意！

### 悪質商法とは？

企業や経営者が不当な利益を得るため、社会通念上問題のある商売方法のことです。

こんな「もうけ話」が、あなたを狙っています！

- ① SNSで、「誰でも稼げる教材がある。」との書き込みを見つけ、1万円で教材を購入した。さらに高額な教材を勧められ、ローンを組み購入した。
- ② 何年も会っていない友人から突然連絡があり、「配当の良い投資話がある」等と誘われ、借金をして投資した。



でも…全くもうからない！うそだった！だまされた！！

こんな言葉が出てきたときは要注意！

「未公開株」「社債」「仮想通貨（暗号資産）」  
「外国通貨」「先物取引」「海外事業への出資」など

悪質業者は、こんな言葉で勧誘してきます

「今だけ」「あなただけ」「絶対にもうかる」  
「元本保証」「高額で買い取る」「紹介料や手数料で元が取れる」など



"おいしい話"は  
絶対にありません！

"変だな"と思ったら、早めに警察等へのご相談を！

- ▶ 警察相談電話# 9 1 1 0
- ▶ 福岡県消費生活センターまたは市町村の消費生活相談窓口（消費者ホットライン188番）



